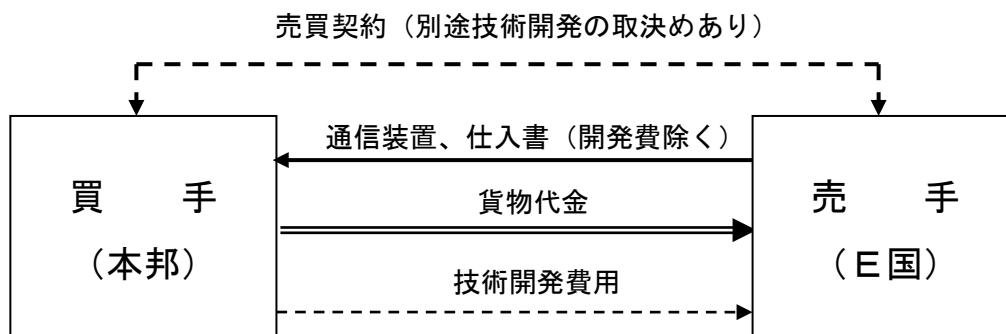


8. 売手に支払う輸入貨物の製造に使用される技術の開発費用②



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から通信装置を購入（輸入）します。

当社は、売手に輸入貨物の製造に必要な技術の開発を依頼し、売手は、開発した技術を使用して輸入貨物を製造しています。

輸入貨物の売買契約と技術開発の取決めは分けていますが、技術開発から輸入貨物の製造までは連続した作業であり、輸入貨物は開発された技術に基づいて製造されています。

今般、当社は、売手から輸入貨物の仕入書価格とは別にその技術の開発に要した費用を請求され、その費用を支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う技術の開発に要した費用は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う技術の開発に要した費用は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものであるため、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う輸入貨物の製造に使用される技術の開発に要した費用は、輸入貨物に係る貴社と売手との売買契約及び技術開発についての取決めに基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものであるため、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構

成します。

《参考》

輸入貨物の仕入書が輸入取引に係る価格等の条件を正当に表示するものである場合には、その仕入書価格に基づいて現実支払価格を認定することとなりますが、輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために、買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払がある場合の現実支払価格は、仕入書価格にその支払の額を加えた価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項

関税定率法施行令第 1 条の 4

関税定率法基本通達 4-2(1)、(3)、4-2 の 2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)